

令和5年度 第9回 吉見町農業委員会総会議事録

招 集 期 日	令和 5年12月26日	開 催 場 所	吉見町役場 庁舎3階 中会議室
開閉の日時及び宣告者	令和 5年12月26日	午後 1時30分	開 会
	同 日	午後 2時35分	閉 会
議 長	伊田由夫		

委員応招並びに出席状況

農業委員			農地利用最適化推進委員			<p>【農業委員】</p> <p>定員 10名</p> <p>出席 10名</p> <p>欠席 0名</p> <p>【農地利用最適化推進委員】</p> <p>定員 8名</p> <p>出席 8名</p> <p>欠席 0名</p>
番号	氏 名	摘 要	番号	氏 名	摘 要	
1	小 林 勇	出席	推1	千 代 間 功	出席	
2	田 島 克 美	出席	推2	秋 庭 諭	出席	
3	宮 澤 義 和	出席	推3	笹 野 正 人	出席	
4	笹 野 英 三	出席	推4	金 子 隆 一	出席	
5	大 澤 明 子	出席	推5	大 室 禎 三	出席	
6	伊 田 由 夫	出席	推6	吉 田 克 之	出席	
7	松 本 眞 一	出席	推7	篠 田 邦 広	出席	
8	小 宮 一 博	出席	推8	赤 間 恵 美	出席	
9	福 田 實	出席				
10	瀬 戸 直 行	出席				

出頭者			
事務局	事務局長 関根正徳	農地係長 吉澤和巳（説明）	事務局 柴生田卓（書記）
説明者	4番 笹野委員	7番 松本委員	
開会 午後 1時30分	事務局	開会	
	会長	あいさつ	
	議長	会議規則により伊田会長が議長となり、出席委員10名、欠席委員0名で会議の成立を宣言する。 なお、推進委員は出席委員8名、欠席委員0名。	
議事録署名人の指名	議長	議事録署名人に、4番 笹野委員、5番 大澤委員を指名する。	
議案上程	議長	第1号から第5号議案を上程することを諮り異議なく承認され上程する。	
議案朗読説明 午後 1時30分	事務局	1) 第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の承認について議案を朗読する。 第1番の案件については、譲受人が経営規模を拡大するため農地を取得したいとする申請です。	
		2) 第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の承認について議案を朗読する。 第1番の案件については、住宅敷地の一部として使用していたが農地のままであり、今後も必要であることから転用したいとする申請です。 第2番、3番、4番の案件については、太陽光発電パネルの設置を計画し、適地を探していたところ、申請地を譲り受けられることになったので、太陽光発電施設として転用したいとする申請です。	
		3) 第3号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認について議案を朗読する。 この申請は、租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受けている農地等について、引き続き農業経営を行っている証明を求める申請です。	

<p>地区委員会付託 午後 1時35分 再開 午後 1時45分</p>	<p>3) 第4号議案、農地利用集積計画の決定について議案を朗読する。 この案件は、令和6年3月1日に農地中間管理事業分の機構転貸利用権設定を行うため、今回臨時で町から利用集積計画の決定を求められたものです。 今回申し出があった農地は計86筆、104,349㎡です。 申請の全ての土地が農地中間管理事業であり、農林公社との設定であり、期間が10年となります。 また、告示については令和5年12月27日の予定です。 詳細は事前に配布いたしました農用地利用集積計画地区別明細表をご覧ください</p> <p>4) 第5号議案、農用地利用集積等促進計画(案)の決定について議案を朗読する。 この案件は、農地中間管理機構が中間管理権を取得した農地を地域の営農者へ集約化して転貸するものです。 今回の計画(案)については、農地中間管理事業により機構が地権者から借り受けた、農地128筆、196,593㎡について配分を行うものです。 詳細につきましては、議案資料のとおりですので、再度確認をお願いします。</p> <p>議 長 事務局の朗読・説明が終わり、審議を地区委員会へ付託する。</p> <p>議 長 再開を宣言し、地区現地確認の報告を求める。 第2号議案第1番、2番、3番、4番を西地区が報告願います。 第1号議案第1番、第3号議案第1番を南地区が報告願います。</p> <p>4 番 笹野委員 西地区の案件について報告する。 西地区の案件につきましては、12月23日の午前9時から担当委員4名で現地確認を行いました。 2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の承認について1番、この案件は、従前より住宅として利用していた土地が農地のままのため追認するもので、過去の航空写真、顛末書等により以前から利用していたことが確認でき、関係書類も添付されており、転用により周辺の農地への影響もないため、西地区の担当委員としては問題ないと判断します。</p>
---	---

2番、3番、4番これらの案件は、太陽光事業に取り組んでいる企業が、申請地を譲り受けて太陽光パネルを設置し、売電事業を行うため農地を転用する申請です。関係書類等は添付されており、近隣は太陽光設備であり、周辺の農地への影響はないことから、西地区の担当委員としては問題ないと判断します。

7 番 松本委員

南地区の案件について報告する。

南地区の案件につきましては、12月23日の午前8時から担当委員4名で現地確認を行いました。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の承認について1番、この案件は、譲受人が経営規模拡大のため農地を取得する申請であり、取得要件等に問題はありませんので、南地区の担当委員としては問題ないと判断します。

第3号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認について1番、この案件は、租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受けるための証明書を発行してもらいたいとする申請です。

証明対象地については、現地調査の結果、引き続き適切に耕作されておりましたので、南地区の担当委員としては問題ないと判断されます。

質疑  
午後 1時50分

議長 報告が終わり、質疑を開始する。

8 番 小宮委員

農地法第5条申請の2番と3番、4番の会社名が違うが、職務執行者は同じであり会社の組織形態を教えて欲しい。

事務局 農地法第5条申請の2番、3番と4番共に親会社と一緒にあり、職務執行者は同一となっております。

採決 午後 2時10分	8 番 小宮委員	親会社と一緒にいるのに申請が2社である理由は確認しているのか
	事務局	確認したところ会社内の取り決めで2社での申請になっております。 また、2社での申請になっておりますが、維持管理等については環境課と連携しながら対応します。
	8 番 小宮委員	私が懸念しているのは、賃貸借の場合、譲請人が倒産した場合に土地の所有者が撤去費用等を負担しないとイケないのか。
	事務局	現在は、事業者が撤去費用について積み立てていくことになっております。積み立てた費用は外郭団体が管理をするという仕組みになっていると聞いております。
	推6番 吉田委員	第3号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認については、町内に他にあるのか。
	事務局	3年毎に報告が必要な場所は、今回の申請箇所のみになります。
	1 番 小林委員	農業経営を行っている旨の証明になるので、しっかりと農業経営を行うように指導をしてください。
	事務局	そのように指導してまいります。
	議長	質疑が終わり採決を開始する。 第1号議案の1番、農地法第3条の規定による許可申請の承認について原案のとおり承認することに賛成の者の挙手を求めたところ、挙手全員をもって承認される。 第2号議案の1番から4番、農地法第5条の規定による許可申請の承認について原案のと

<p>次回現地確認の日程 午後 2時10分</p>	<p>おり承認することに賛成の者の挙手を求めたところ、挙手全員をもって承認される。  第3号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認について原案のとおり承認することに賛成の者の挙手を求めたところ、挙手全員をもって承認される。  第4号議案、農地利用集積計画の決定について  原案のとおり承認することに賛成の者の挙手を求めたところ、挙手全員をもって承認される。  第5号議案、農用地利用集積等促進計画（案）の決定について  原案のとおり承認することに賛成の者の挙手を求めたところ、挙手全員をもって承認される。</p> <p>議 長 次回現地確認の日程を確認する。</p> <p>東地区 推1番 千代間委員 1月23日 午後 4時00分から 東野ふれあいセンター集合</p> <p>西地区 推3番 笹野委員 1月20日 午前 9時00分から 農協旧西吉見支店集合</p> <p>南地区 推5番 大室委員 1月20日 午前 8時00分から 農協旧南吉見支店集合</p> <p>北地区 推8番 赤間委員 1月21日 午後 4時00分から 農協旧北吉見支店集合</p>
<p>報告事項 午後 2時15分</p>	<p>議 長 次に報告事項に入ります。 事務局より説明をお願いします。</p> <p>事 務 局 1) 農地売買等支援事業に係る農地取得の届出について（報告） ・所有権移転 西吉見地内 2筆 5,920㎡</p>
<p>質疑 午後 2時15分</p>	<p>議 長 報告が終わり、質疑を開始する。</p>

<p>その他 午後 2時25分</p> <p>閉会 午後 2時35分</p>	<p>9 番 福田委員 売買単価、登記の流れと費用、売買の合意に至らない場合について教えてください。</p> <p>事務局 売買単価については、こちらでは把握していません。登記の流れについては、一度農林公社が登記し、その後に耕作者が登記する流れになります。また、売買の合意に至らない場合についてですが、基本的に農林公社は、売買の同意が成立していないと補助しないとのことです。</p> <p>議 長 質疑が終わり報告事項を終了する。</p> <p>その他について、事務局に説明を求める。</p> <p>事 務 局 その他について、資料に基づき説明する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 比企地区協議会「委員の集い」について</li> <li>2) 第11回総会の開催時間について</li> <li>3) 令和5年度吉見町農業委員会新年会の開催について</li> <li>4) 農業委員会クラブ費について</li> <li>5) 利用状況調査の結果について</li> </ol> <p>議 長 その他が終わり、質疑を開始するが、質疑がないためその他を終了する。</p> <p>議 長 次回開催予定 令和6年1月26日（金）午後1時30分開始を確認して閉会する。</p>
<p>その他特に重要と認める事項</p>	

上記会議の顛末の記載は相違ないので、これを証するためここに署名する。

令和 6 年 1 月 26 日

議 長 伊 田 由 夫 

署名委員 笹 野 英 三 

署名委員 大 澤 明 子 